

佐久市子どもの権利条例（案）

私たちの住む佐久市は、緑豊かな山々からの清流が田園地帯を潤し、爽やかな高原の風が吹く、心豊かな人々が暮らすまちです。

このまちで暮らす子どもたちは、佐久市の宝であり希望であり、一人ひとりが基本的人権を持ち、多様な個性や可能性を持ったかけがえのない存在です。

私たちの願いは、子どもがふるさと佐久市を愛する心を育み生き生きと育つことです。

市民全体で子どもの権利を理解し、尊重し、子どもを誰一人取り残さずにまち全体で健やかな成長を支え、子どもの最善の利益を尊重するまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利条約や、その精神にのっとった子ども基本法（令和4年法律第77号）の考えに基づき、子どもが安心して学び、育つことができるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の全ての者をいう。ただし、これらの者とひとしく権利を認めることが適当である者を含む。
- (2) 保護者 親や里親など子どもを育てる者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内に在学する者、市内で活動する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、学校、児童館等、子どもが育ち学んだり、活動したりするために使う施設をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げる理念を基本として進めなければならない。

- (1) 子どもを権利の主体として尊重すること。

(2) 子どもにとって最善であることを第一に考えること。

(3) 子どもの成長・発達に配慮すること。

(子どもの持つ権利)

第4条 子どもは、児童の権利条約の考えに基づき、生まれたときから権利を持つ人として、大切に守られなければならない。

2 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが健やかに成長していくために次に掲げる権利を尊重するものとする。

(1) 生きる権利 子ども自身が、自分が大切でかけがえのない存在であることを実感でき、平和及び安全が確保される中で、健康的に暮らし、自分らしく成長ができること。

(2) 育つ権利 子ども自身が、自分の考えや個性、他者との違いを認められてありのままの自分であることができ、安心できる場所で学び、遊び、休み、自分らしく成長し、心豊かに育つことができること。

(3) 守られる権利 子ども自身が、自分若しくは家族の国籍、性別、出身、障がい又は家庭の状況等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることなく、虐待、いじめや暴力等を受けずに、安心して生きていけること。また、困ったときや辛いときには、相談しやすい環境の中で相談できる機会が与えられること。

(4) 参加する権利 子ども自身が、自分に関わることについて、自分の意見を述べやすい環境の中で自由に意見を表すことができ、自分の思いや意見を受け止めてもらえること。また、年齢、心及び体の発達に応じてしっかりと考えてもらえること。

3 子どもは、自分の権利が尊重にされるのと同じように、自分以外の権利を尊重するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについては第一義的に責任があり、子どもが健やかに育つよう、子どもの権利が守られるように努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域全体で子どもを見守り、子どもの健やかな育ちのために協力し合い、子どもが安心して暮らせるまちづくりに努

めるものとする。

- 2 市民は、子どもが地域社会の取組に参加できるよう、子どもが理解を深め、自分の意見を持つために必要な情報を子どもに分かりやすく伝え、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

- 第7条 施設関係者は、子どもが自分で考え、学び、活動することができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた支援を行うよう努めるものとする。

(市の役割)

- 第8条 市は、子どもの意見を尊重し、子どもが地域社会に参加できるよう支援に努めるものとする。

- 2 市は、子どもに関する取組について、子ども自身が理解を深め、自分の意見を持つために必要な情報を子どもに分かりやすく伝えるよう努めるものとする。

- 3 市は、子どもが安心して暮らせるまちづくりに努めるものとする。

- 4 市は、安心して子どもが成長できるよう子どもや保護者に必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 5 市は、子どもの権利について、子ども自身や市民に周知し、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(推進体制)

- 第9条 市は、子どもの権利を保障する観点から、施策の推進にあたっては教育、福祉、保健、医療等の子どもの育成に関係する部局が、必要に応じて相互に連携協力するものとする。

(議会の責務)

- 第10条 議会は、議会活動を通して子どもに関する市の取組が基本理念に沿って推進されるよう検証し、必要に応じて提言等をするものとする。

- 2 議会は、市をはじめ関係機関と連携の下に、子どもの権利の周知に取り組まなければならない。

- 3 議会は、子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を尊重するまちづくり推進のために必要に応じて国や県へ働きかけるものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。